

事 務 連 絡
平成23年12月27日

各都道府県 障害保健福祉主管課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

地域生活支援事業における必須事業の実施状況について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、平成23年12月27日障企自発1227第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」において、第3期障害福祉計画における地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方等をお示したところです。

地域生活支援事業については、障害者自立支援法において、市町村が実施しなければならない事業が定められているところですが、その実施状況については、別添資料のとおり、平成21年度末現在においても未実施の市町村が見られるところです。

未実施の市町村においては、早期の事業化を図ることが必要であり、平成24年4月から新たに必須事業化される成年後見制度利用支援事業も含め、第3期障害福祉計画期間において、市町村と都道府県が協力して事業化に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、別添資料につきましては、本年8月に、各都道府県に情報提供を行うとともに、厚生労働省ホームページに掲載していることを申し添えます。